
学校臨床の新展開

— ⑬教育と福祉 —

浦田 雅夫

京都造形芸術大学

教育と福祉の用語をめぐる

いま、国は、少子化問題、労働力問題、待機児童問題などに対応するため、幼稚園の機能と保育所の機能を合わせて提供する「認定こども園」を増やす方向で進めるとともに、保育サービス供給システムの一元化に取り組んでいます。そして、そのなかで「保育士」と「幼稚園教諭」の資格、免許統合についても検討を続けています。しかし、元来、「保育士」と「幼稚園教諭」は、目的や対象とする年齢が大きく異なります。文部科学省が所管する「幼稚園教諭」は「学校教育法」を根拠に満3歳から小学校就学前の子どもたちの教育を、厚生労働省が所管する「保育士」は「児童福祉法」を根拠に、支援の対象は0歳から満18歳（＝「児童」）までです。そのため、保育士は保育所だけではなく居住型の児童福祉施設などにも多く就労しています。「保育士」と「幼稚園教諭」の資格、免許統合に際して、就学前保育教育のみが注目されるなか、「施設保育士」といわれるこれらの保育士が今後ど

うなるのか、どのように養成していくのか大きな課題があります。

さて、スクールソーシャルワーカーとして、教育の場に入って、教員のみなさんとともに仕事をするなかで、用語の使用や概念の相違がいくつかあります。上にも述べましたが、児童とは、「児童福祉法」では、満18歳に満たない者をいいますが、「学校教育法」では「学齢児童」は小学生のことを指します。また、「要保護」や「養護」などについても、学校教育の場では「要保護」あるいは「要保護世帯」は「生活保護」や「生活保護世帯」のことを指し、「養護」とは「養護教諭」や「養護学級」「養護学校」の概念のなかで語られます。児童福祉では「要保護」あるいは「要保護児童」とは、保護者のない子どもや何らかの事情により保護者が子どもを適切に監護できないために保護が必要な子どものことをいい、被虐待児童のほか、障害児や非行を行った子どもたちのなかで家庭での養育を受けるのが難しい子どもも含まれます。また「施設養護」として使われる場合、狭義には児童養

護施設などのように家庭代替的機能を持つ児童福祉施設を指します。

教育と福祉、学校教員とスクールソーシャルワーカーは視点や用語の使用についての相違もありますが、力を合わせて、子どもや家庭を支援しています。

スクールソーシャルワークの視点

2008年4月より国の主導により、全国でスクールソーシャルワーカーの活用が実施されました。2008年度は、日本のスクールソーシャルワーク元年ともいわれています。この連載でも、そういった文脈のなかで、子どもたちの生活問題、養護問題に焦点をあてて、述べてきました。しかし、学校における子どもたちの生活問題、養護問題は、学校という制度が始まったときから存在する問題でもあり、教員は学習面だけではなく、地域のなかに入り、子どもや家庭の貧困問題、生活問題に取り組んできた歴史があります。

瀧澤（2010）は「学区制をとった戦前の日本の小学校には、貧富の差をはじめ、さまざまな個性や生活上の課題をもった子どもが入学してきた。戦前の多くの公立小学校の教師たちは、子どもが教室で学ぶ行為を指導すること（学習指導）と同時に、あるいはその準備として、多様な生活課題をもつ子どもたちの生活史をひと通り理解し、その子の実情に即しながら、学習と生活の共同化（みんなで学習し、学校での生活を一緒に行うことができる）を図る必要を痛感するようになった。」と述べ、「貧民小学校」を運営し、子どもにあった学習方法の

開発や子どもだけではなく家庭の経済的支援として就学上の援助を行った坂本龍之輔を紹介しています。

第二次世界大戦後の教育のなかでも大崎（2012）が示すように、高知県などでの「福祉教員」の取り組みや、京都市教育委員会の「生徒福祉課」での組織的な実践活動があります。とくに京都市の取り組みは、子どもや家庭の問題をケースワークの手法で科学的に理解、支援しようという視点でありソーシャルワークの営みそのものであるといえます。スクールソーシャルワーカーとして学校現場に入っていると、子どもたちが安心して学べる環境をどう作っていくかという視点で真剣に取り組んでおられる教員の姿に胸が熱くなることがよくあります。

こういった実践を踏まえつつ、鈴木（2010）は、学校は子どもや家庭の情報をさらに有効に整理し、具体的な実践計画につなげるには幾つかの工夫が必要であるといえます。とくに、ケース会議のなかで「子どもの生育歴や将来にわたる生活や発達に関する視野の共有、その子どもや家族の生き方、生涯にわたる視野の中で現在や過去の状況などの全体把握が必要である。」と述べています。ソーシャルワークには展開過程があり、情報を把握し、「病理モデル」ではなく「生活モデル」として総合的、包括的に子どもと家庭をアセスメントし、プランを立て実行に移します。そして必要に応じて再アセスメントや再プランニングを行い、ケースマネジメントを継続して行っていきます。そのうえで、何よりも、事象の背景への理解が求められます。「問題」と捉えるだけではなく、「問題」をおかさざる

を得なかった「状況」に焦点をあて理解を深めます。

さて、国会では、現在「子どもの貧困対策法」の制定に向けて、各党の法案を調整中です。貧しさによる教育格差や貧困の連鎖がさらに固定化してきています。いまこそ、子どもの声を、子どもたちがおかれた状況を訴えていきたいと思います。

瀧澤利行「貧困問題と生活指導思想」『生活指導辞典』、エイデル研究所、2010年

大崎広行「日本のスクールソーシャルワーク① スクールソーシャルワーク前史」『よくわかるスクールソーシャルワーク』ミネルヴァ書房、2012年

鈴木庸裕「支援チームと当事者参加」『生活指導辞典』、エイデル研究所、2010年